

令和7年度岐阜県地下水の水質測定に関する計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により岐阜県の区域に属する地下水の測定に関する計画を定めるものとする。

2 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施する。

2-1 ローリング方式によるメッシュ調査（岐阜市以外）

(1) 調査対象

ア メッシュ

県下を2kmメッシュで区分（図1）し、地下水の存在・流状状況、事業場密度、地下水の水道水源密度を考慮して、メッシュごとの重要度を評価し、重要度1以上のメッシュについて調査を実施する。

令和7年度は、表1に示す72メッシュを調査対象とする。

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。

過去に概況調査を実施した井戸は対象とせず、メッシュ内に調査対象井戸が無い場合、当該調査メッシュにおける調査は実施しない。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年1回実施する。

ウ 測定項目

次の地下水の水質汚濁に係る環境基準項目とする。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀を検出した場合のみ）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）（28項目）

エ 測定方法

原則として表6に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：各地域を管轄する県事務所及び岐阜地域環境室（以下「県事務所等」という。）

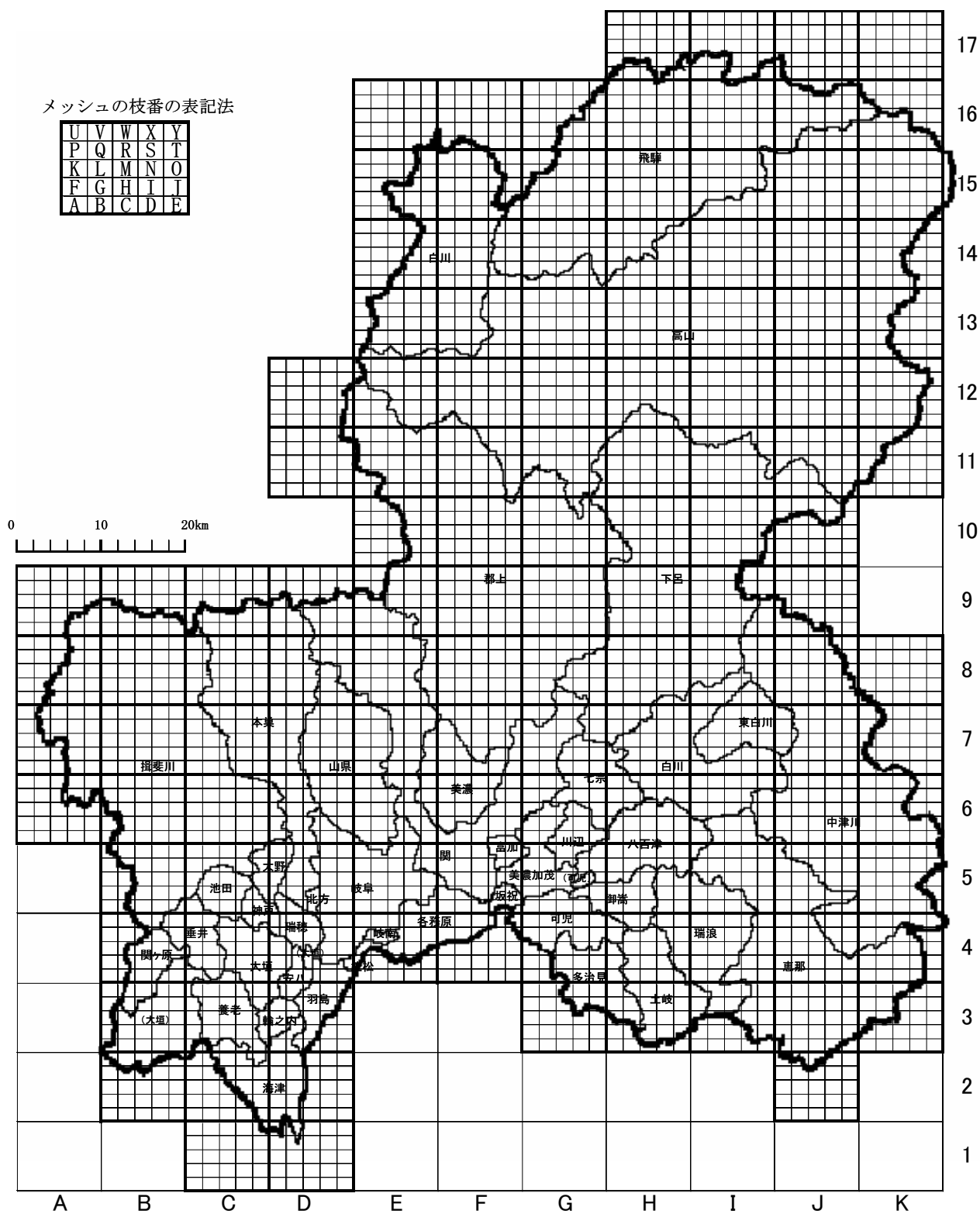
分析：保健環境研究所

表1 全項目調査対象メッシュ

県事務所	対象メッシュ	市町村
岐阜地域 環境室	D 0 3 - T	羽島市
	D 0 4 - C	羽島市、安八町
	D 0 4 - V	瑞穂市
	D 0 5 - G	本巣市、
	D 0 5 - V	本巣市、大野町
	D 0 6 - K	本巣市、揖斐川町
	D 0 8 - L	本巣市
	E 0 4 - Q	岐南町
	E 0 6 - H	山県市
	F 0 4 - L	各務原市
	F 0 4 - P	各務原市
西濃 県事務所	B 0 3 - V	関ヶ原町
	B 0 4 - T	大垣市
	C 0 3 - M	養老町
	C 0 3 - S	大垣市、養老町
	C 0 4 - G	垂井町
	C 0 4 - I	大垣市
	C 0 4 - P	垂井町
	D 0 1 - V	海津町
	D 0 2 - U	海津市
	D 0 2 - W	海津市
	D 0 4 - A	大垣市、安八町
揖斐 県事務所	D 0 4 - L	大垣市、瑞穂市、安八町
	B 0 7 - B	揖斐川町
	C 0 5 - M	池田町
	C 0 5 - S	揖斐川町
	C 0 6 - M	揖斐川町
中濃 県事務所	D 0 5 - F	瑞穂市、本巣市、大野町
	E 0 7 - C	関市
	E 1 0 - T	郡上市
	F 0 5 - R	関市
	F 0 6 - B	関市
	F 0 6 - F	美濃市
	F 0 6 - W	美濃市
	F 0 8 - I	郡上市
	F 0 9 - M	郡上市
	F 1 1 - R	郡上市、高山市
	G 0 7 - B	関市
	G 0 9 - F	郡上市

県事務所	対象メッシュ	市町村
可茂 県事務所	F 0 5 - S	関市、美濃加茂市、富加町
	G 0 4 - P	可児市
	G 0 5 - E	御嵩町
	G 0 5 - F	美濃加茂市
	G 0 5 - U	美濃加茂市、富加町
	G 0 6 - S	七宗町
	H 0 5 - A	御嵩町
	H 0 5 - Q	八百津町
	H 0 7 - I	白川町
	I 0 7 - F	白川町、東白川村
東濃 県事務所	H 0 3 - I	土岐市
	H 0 3 - W	土岐市
	H 0 4 - I	瑞浪市
	I 0 3 - Q	瑞浪市
	I 0 4 - R	瑞浪市
恵那 県事務所	I 0 8 - X	下呂市、中津川市
	J 0 4 - H	恵那市
	J 0 5 - B	恵那市
	J 0 5 - S	中津川市
	J 0 6 - J	中津川市
	J 0 8 - B	中津川市
	K 0 6 - A	中津川市
飛驒 県事務所	G 1 4 - X	飛驒市
	H 0 8 - A	下呂市
	H 1 0 - I	下呂市
	H 1 3 - H	高山市
	H 1 4 - N	高山市
	H 1 6 - R	飛驒市
	I 1 0 - W	下呂市
	I 1 2 - Y	高山市
	I 1 3 - R	高山市
	I 1 5 - K	飛驒市
	J 1 4 - A	高山市

図1 メッシュ図



2-2 ローリング方式によるメッシュ調査（岐阜市）

(1) 調査対象

ア メッシュ

2.5km～5km メッシュで区分する。（図2）

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。（表2）

過去に概況調査を実施した井戸は対象とせず、メッシュ内に調査対象井戸が無い場合、当該メッシュにおける調査は実施しない。

(2) 調査方法

調査担当機関：岐阜市

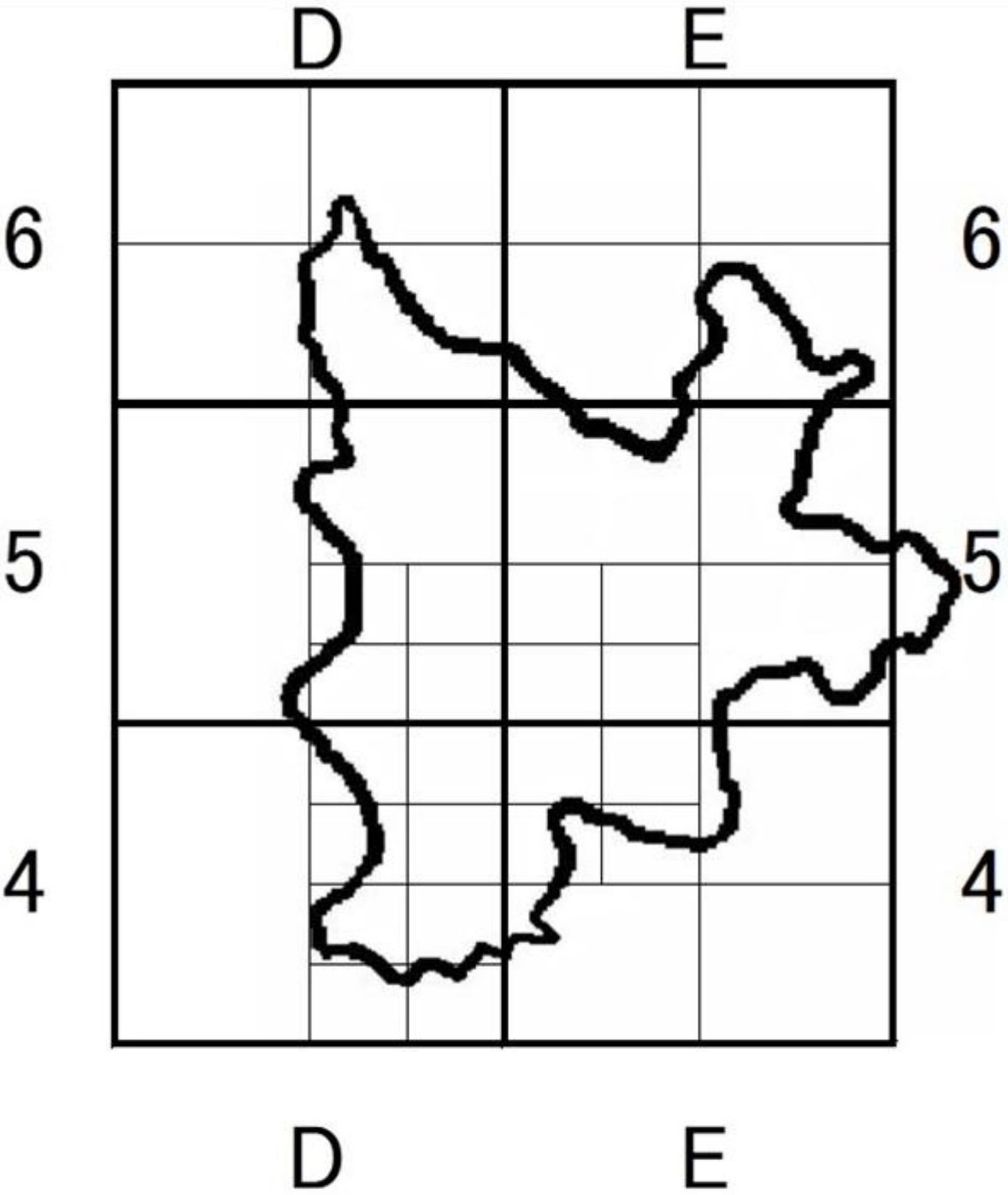
その他については、2-1-(2)と同様に実施する。

表2 岐阜市概況調査対象メッシュ

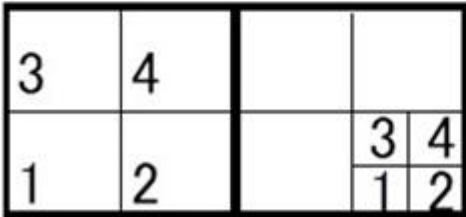
番号	対象メッシュ
1	D4-2-3
2	D4-2-4
3	D4-4-1
4	D4-4-2
5	D4-4-3
6	D4-4-4
7	D5-2-1
8	D5-2-2
9	D5-2-3
10	D5-2-4
11	D5-4
12	D6-2
13	E4-3-1
14	E4-3-3
15	E4-3-4

番号	対象メッシュ
16	E5-1-1
17	E5-1-2
18	E5-1-3
19	E5-1-4
20	E5-2
21	E5-3
22	E5-4
23	E6-2

図2 岐阜市内メッシュ図



メッシュの枝番の表記法



(5kmメッシュ)

(2.5kmメッシュ)



2－3 国土交通省中部地方整備局による調査

(1) 調査井戸

3 地点（大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町）

(2) 調査方法

調査担当機関：国土交通省中部地方整備局

その他については、2－1－(2)と同様に実施する。

3 汚染井戸周辺地区調査

3－1 新たに汚染が発見された井戸の周辺地区調査

概況調査により汚染が発見された場合、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、その汚染範囲を確認するための調査を実施する。

3－2 過去に汚染が発見された井戸の周辺地区調査

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施する。

(1) 調査対象

表3に示す井戸の周辺地区について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

原則として1回とする。

ウ 測定項目

表3に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表6に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：県事務所等

分析：保健環境研究所

表3 汚染井戸周辺地区調査対象モニタリング井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
可茂県事務所	可児市中恵土	G 05 D1B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	御嵩町上恵土	G 05 D1H	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

4 定期モニタリング調査

過去に確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する。

4-1 定期モニタリング調査（岐阜市以外）

(1) 調査対象

表4に示す井戸について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

原則として年1回とする。

ウ 測定項目

表4に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表6に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：県事務所等

分析：保健環境研究所

表4 モニタリング調査井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
岐阜地域環境室	各務原市蘇原外山町	F 05 A01	四塩化炭素
	各務原市鵜沼大伊木町	F 04 L01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	各務原市鵜沼各務原町	F 04 Q3A	テトラクロロエチレン
	各務原市鵜沼羽場町	F 04 Q16	トリクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1B	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1C	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1E	テトラクロロエチレン
西濃県事務所	大垣市荒川町	C 04 211	砒素
	大垣市十六町	C 04 C02	砒素
	大垣市横曽根	C 03 O1A	砒素
	海津市海津町高須町	D 02 P01	砒素
	海津市海津町草場	D 02 Q01	砒素
	海津市海津町札野	D 02 L04	砒素
	養老町横屋	C 03 C1J	砒素
	養老町根古地	C 03 E06	砒素
可茂県事務所	美濃加茂市川合町	G 05 H07	ベンゼン
	美濃加茂市加茂野町加茂野	F 05 J05	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	美濃加茂市太田町	G 05 F1A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市中恵土	G 05 D1B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市中恵土	G 05 DA2	ほう素
	可児市中恵土	G 05 D47	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市土田	G 04 U04	六価クロム
	可児市大森	G 04 N02	総水銀
	可児市大森	G 04 N03	総水銀
	可児市大森	G 04 N04	総水銀
	御嵩町上恵土	G 05 D1H	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	御嵩町美佐野	H 04 W1B	ふっ素
中濃県事務所	関市旭ヶ丘	F 05 R1C	六価クロム
	関市仲町	F 05 R1D	六価クロム
	関市富本町	F 05 Q1A	六価クロム
	関市倉知	F 05 304	トリクロロエチレン
	関市西田原	F 05 N09	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	郡上市高鷺町大鷺	E 11 J01	ふっ素、ほう素
	郡上市白鳥町中西	F 10 P02	ふっ素

採水機関	井戸所在地	井戸番号	井戸所在地
東濃県事務所	多治見市笠原町平園	H 03 11A	総水銀
	多治見市笠原町平園	H 03 11J	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
	多治見市笠原町平園	H 03 L06	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
	多治見市前畑町	G 03 Y1A	ふっ素
	多治見市生田町	H 03 U04	ふっ素
	多治見市大針町	G 04 I03	総水銀
	多治見市北丘町	G 04 I02	総水銀
	多治見市虎溪山町	H 04 F02	ふっ素
	瑞浪市西小田町	H 04 J04	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市日吉町	H 04 Y02	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市日吉町	H 04 Y03	ふっ素
	瑞浪市日吉町	H 05 J04	ふっ素
	瑞浪市釜戸町	I 04 W01	ふっ素
	瑞浪市釜戸町	I 05 C1A	ふっ素
	瑞浪市大湫町	I 05 B03	ふっ素
	土岐市駄知町	H 03 402	ふっ素
	土岐市駄知町	H 03 403	ふっ素
	土岐市下石町	H 03 W01	ふっ素
	土岐市泉町	H 04 H26	テトラクロロエチレン
恵那県事務所	恵那市明智町	J 03 P19	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	恵那市明智町	J 03 P1L	ふっ素
	恵那市山岡町馬場山田	J 04 G01	ふっ素
	恵那市長島町久須見	J 05 K05	ふっ素
	中津川市駒場	J 05 Y12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
飛騨県事務所	高山市新宮町	H 13 N1A	ふっ素
	高山市下切町	H 14 E02	砒素
	高山市国府町	H 14 G01	ふっ素
	高山市石浦町	I 13 F02	ふっ素、ほう素
	高山市西之一色町	I 13 K02	砒素、ふっ素
	高山市西之一色町	I 13 K04	ふっ素
	高山市花里町	I 13 K06	ふっ素
	高山市森下町	I 13 K05	ふっ素
	下呂市湯之島	H 09 T01	砒素
	下呂市幸田	H 09 T08	砒素
	白川村飯島	F 15 G01	ふっ素
	白川村荻町	F 15 G1H	ふっ素

4－2 岐阜市内の調査

(1) 調査対象

表 5 に示す井戸について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年 1 回とする。

ウ 測定項目

表 5 に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表 6 に定める方法とする。

オ 調査担当機関

採水：岐阜市

分析：岐阜市衛生試験所

表 5 モニタリング調査井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
岐阜市	岐阜市北野西	E 06 D07	砒素